

海外渡航用新型コロナウイルス感染症のPCR検査 注意事項

【申込】

- ・完全予約制で1日に実施できるPCR検査件数には限りがあります。日程に余裕をもってご予約ください。
- ・海外渡航先当局により提出が求められている項目（検査内容や所定書式の有無）や条件（証明書の有効期限等）が異なります。当院が発行する証明書の書式での対応可否も含めて、必ずご自身で外務省のウェブサイトや在日大使館等にご確認のうえお申し込み下さい。
- ・求められる証明書の内容によっては対応出来ない場合があります。予約時に求められる内容、条件についてもお知らせ下さい。

【受付】

- ・必ずマスクを着用してご来院ください。
- ・証明書にローマ字氏名やパスポート番号を記載するため「パスポート原本」か「顔写真のページのコピー」を忘れずにご持参ください。
- ・検査当日の問診票の内容により、既に感染を疑うような症状、感染者との感染などのハイリスクの条件がある場合は検査をお断りする場合があります。
- ・検査料金は後日、会社請求にてお支払い頂きます。検査終了後にご帰宅して頂きます。

【検査】

- ・症状がなくて陽性と判定される可能性があります。
- ・ごく希に再検査となることがあります。その場合、再度検体採取をさせていただくことがあり、証明書発行が遅延することもあります。
- ・陽性と判断された場合、感染症法の手続きに準じて届出等が必要になります。以後は感染者として保健所の指示に従うこととなります。海外渡航はできません。
- ・結果が陽性であった場合、海外渡航は中止となりますが、中止に伴うキャンセル代など一切の損害に関して当院では責任を負いませんのでご了承下さい。

【証明書】

- ・検体採取終了後から証明書発行までに時間を要します。（約2日間）
- ・当院が発行する証明書は新型コロナウイルス感染症のPCR検査陰性証明書（英文）となります。
- ・証明書の受け渡しは原則、ご本人様との対面となります。
- ・入国時や入国後の対応は渡航国の方針に従う事となります。PCR検査の証明書は入国保証するものであり、入国後の活動制限をなくす保証があるわけではありません。
- ・万が一、入国審査時に入国拒否された場合でも、当院ではいかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務も一切負わないものとしします。